

特集

産婦人科における 保険診療と自費診療

企画者のことば

末岡 浩*

わが国で行われる医療行為のほとんどが健康保険によって支えられています。社会保険の一環として確立されてきた日本の誇れるこの制度は、国民にとって優しい制度ともいえます。しかし、産婦人科医が日々診療にあたるなかで、他のほとんどの診療科とは大きく異なる医療請求を必要とする特徴に気づくことも多いと思われます。むしろ他科の医療者がそれを知って、その違いに驚かれることを耳にすると、改めて複雑な診療費の仕組みであることを認識します。

まず、産婦人科診療は他の診療科に比較して自費で行われている診療内容が多く含まれています。さらに妊娠にかかわる診療については、自費である一方で公的補助が行われており、そのなかで必要とされる疾病に対しては保険診療の対象となります。また、医療費にかかわる課税に関しても複雑で、妊娠に対する診療費への消費税は非課税とされています。近年、多々議論のあるなかで、混合診療を基本的には容認しない状況が続いており、それを補完する目的で先進医療の制度も作られています。これは、新たな診療項目に対して、エビデンスを確認したうえで将来健康保険適用とすべきかを決定する

可能性に、審査のうえで時限的に容認するものです。この制度は自費であるにもかかわらず保険診療に付帯して実施を可能にするものですが、その実態は流動的です。

2022年4月から生殖医療が健康保険適用となりました。そのなかで体外受精が保険適用となるにあたって、これまで特定不妊治療助成金として運用されてきた診療とは全面的に一致しているわけではなく、保険適用の診療内容が限定的となったものもあり、診療費負担の面での課題も表面化しています。がんゲノムに関しても保険診療は限定的で、自費診療が多いことも事実です。薬剤に関しても健康保険での薬価と入荷額が逆転しているケースも発生し、これらの状況も極めてわかりづらいのが現状です。

わが国の積み上がった社会保障財源の問題と、医療提供への要望は相反する部分があることも国民は理解を深めていると思いますが、今後の方向性を考えるうえでも医療者の理解は重要であることに相違ありません。本企画では診療費用に対する産婦人科の臨床医が理解しやすい解説書として取り上げました。診療を行ううえで理解を深めていただく書となれば幸いです。

* Kou Sueoka 慶應義塾大学医学部臨床遺伝学センター